

## 〔明治26年〕

# 定 額 人 頭 配 賦 税

館長（学芸員）砂 川 玄 正

### はじめに

宮古の近世・近代前期における税制に触れた史料に『御財制』『御当国御高並諸上納里積記』『富川親方仕上座例帳』『沖縄県旧慣租税制度』などがある。これらの史料によれば、宮古の税制は、1611年～1636年「代懸（だいがけ・だいがかり）制」・1637年～1658年「頭懸（ずがけ・ずががり）制」・1659年～1902年（明治35）「定額人頭配賦税制」となっている。明治15年の「上杉県令先島巡回日誌」は「定額人頭配賦税制」をして「分頭税制」・明治26年の奈良原繁県知事や「沖縄県宮古島々費軽減並島政改革請願書」等は「人頭税制」。慶世村恒仁の『宮古史伝（昭和2年）』並びに稲村賢敷の『宮古島庶民史（昭和32年）』は「1637年～1902年・人頭税制」と称している。

「定額人頭配賦税」制とは、〔宮古から琉球王府（沖縄県）に上納すべき定額の税高〕があり、これを人頭（成人人口）に配分して賦課する税制度である。この時の人頭とは成人（15才～50才の男女）の人口という意味である。そういう意味では上杉県令の「分頭税制＝頭数（成人人口）で分ける税」は妥当な呼称であるが、明治26年以降使用されている「人頭税制」となるとどの様にその税制を説明すればいいのかその術を知らない。仮りに1637年の「頭懸」が人頭税制だとすると、その税制は1659年にはすでに「定額人頭配賦税制」に改められており、近代前期の宮古に人頭税という税制は存在しなかったということになる。人頭税の呼称からくる誤解を避け、税制の変遷を明確にするためにも「代懸」「頭懸」「定額人頭配賦税」の公式名称に訂正すべき時期がきているように思う。

この項では明治26年を例に、定額人頭配賦税制のシステム・賦課方法・個人負担高などを算出し、「8公2民＝生産高の80%の税＝過酷な人頭税」説を検討したい。

### 1 定額人頭配賦税制について

定額人頭配賦税制とは、宮古から王府（明治12年以降は沖縄県）に上納すべき定額の税高があり、これを人頭（成人人口）に配分して賦課する税制である。この時の人頭とは成人（15才から50才の男女）の人口という意味である。定額の税高とは基本的に粟3367石余＋斗立及蔵役人心付（手数料？）766石余＝4133石余。これに重出米という付加税が1749年から514石・1874年以降は減額され466石余加わり総計＝〔本租 3301石＋口米 66石＋重

出米466石+斗立及蔵役人心付 766石]=粟4599石余となる。

この定額粟4599石余の内、基本的に正男の負担する粟納は〔本租 1127石+口米22石+重出米 466石+斗立及蔵役人心付 323石〕=1939石余、残る2659石分〔本租 2173石+口米43石+斗立及蔵役人心付 443石〕は基本的に正女が負担し、白上布2411疋・白中布116反・白下布2471反=計4998反。明治17年以降は白上布790疋・白中布55反・白下布294反・紺細上布1131反・白細上布182反・白縮布10反・白木綿布168反=総計2630反（手数料の斗立及蔵役人心付443石を除く 粟2216石余分）の定額反布納となる。

一人頭（成人人口）に配分して賦課する方法は、年貢粟の場合は村を穀物の収穫高により上村・中村・下村、年貢反布の場合は糸原料の唐苧敷地の良否により上村・中村と分け、成人男女を上人（21才～40才）・中人（41才～45才）・下人（46才～50才）・下々人（15才～20才）の4ランクに分けて、村位・人位の組合わせで、粟の場合は上村上男14部、上村中男・中村上男12部、上村下男・中村中男・下村上男10部、中村下男・下村中男8部、下村下男6部、各村下々男4部とし、反布の場合は上村上女12部、上村中女・中村上女10部、上村下女・中村中女8部、中村下女6部、各村下々人4部と、2部づつ違いの負担で「定額に対する配賦率（賦課率）」を定めている。

定額年貢高（粟・反布）に対する賦課率

年貢粟の賦課率

上村	中村	下村	賦課率
上人			14部
中人	上人		12部
下人	中人	上人	10部
	下人	中人	8部
		下人	6部
下々人	下々人	下々人	4部

年貢反布の賦課率

上村	中村	賦課率
上人		12部
中人	上人	10部
下人	中人	8部
	下人	6部
下々人	下々人	4部

即ち、年貢粟の定額は1939石余・年貢反布の定額は4998反であったが、年貢反布の場合は明治17年にその種類と反数が改められ、白上布790疋（士族正女負担）・白中布55反（士族正男女負担）・白下布294反（士族正男女負担）、紺細上布11131反〔20ヨミ=100反、18ヨミ=30反、17ヨミ=1001反〕（平民正女負担）・白細上布182反（平民正女負担）・白縮布10反（平民正男女負担）・白木綿布168反（平民正男女負担）=計2630反となった。

別税で災害保険税・予備費等に類する夫賃粟というのがある。成人男1人粟2斗8升8合の上納で、内、定額839石を王府（県）へ納め、残りは各村の貯穀（貯蓄）とする。この夫賃粟は定額の半分までは大豆・木綿花・木綿布・菜種子・胡麻での代納が認められている。この〔年貢粟1939石余・年貢反布2630反・夫賃粟839石余の定額〕が宮古から沖縄県への定額上納高である（明治17年から明治35年まで）。

## 2 年貢粟の徴税切符

これらの税の徴収にあたっては沖縄県令（後・知事）から下記の様式で徴税切符発行の訓令が宮古島役所へ通知される。

〔宮古島納額様式〕

<p>沖縄県訓令第 号 宮古島役所 其所轄 年分地租納額別紙ノ通徴税切符発布ス ベシ 明治 年 月 日 知 事</p>	<p>(対訳)  省 略</p>
<p>明治 年分地租納額 宮古島 畑 租 一、粟 千九百参拾九石九斗五升五合 現石納 畑租夫賃 一、粟 七百五拾五石四斗五升 現石納 一、胡麻 拾壹石六斗五升七合 同 一、白木綿布 百参拾五反 現品納 一、木綿花 百四拾五斤 同</p>	<p>〔明治 年分沖縄県への年貢粟〕 宮古島 年貢粟 1、粟 1939石9斗5升5合 夫 賃 1、粟 755石4斗5升 1、胡麻 11石6斗5升7合 1、白木綿布・・・・・・135反 1、木綿花・・・・・・145斤</p>

この徴税切符を基に「明治26年の定額年貢粟・定額年貢反布」をこの年の士族・平民の正人（成人）に配賦し、年貢粟・年貢反布の大凡の個人負担高を明らかにしたい。

### 3 明治26年、年貢粟の個人負担高

定額の年貢粟・1939石9斗5升5合をどのように人頭（成人男人口）に配賦するか、明治26年の例をとって各村位個人の負担高を算出してみる。

#### 〔年貢粟を負担する正人男の人口〕

村 位 ・ 人 位	正人士族男 ・ 正人平民男	合 計	賦課率
上村上人	1503人 ・ 2290人	= 3793人	14部
上村中人・中村上人	442人 ・ 564人	= 1006人	12部
上村下人・中村中人・下村上人	553人 ・ 1147人	= 1700人	10部
中村下人・下村中人	113人 ・ 140人	= 253人	8部
・下村下人	48人 ・ 78人	= 126人	6部
上村下々人・中村下々人・下村下々人	772人 ・ 1207人	= 1979人	4部
合 計	士族 3431人+平民 5426人	= 8857人	

#### ※年貢粟の各村位個人負担高の算出の仕方

①先ず最初に総部人数を算出する。

そのためには各ランクとも成人人口に各ランクの部数を掛け、その後で各ランクの部人数を合計し、総部人数を算出する。

村 位 ・ 人 位	正人男数・賦課率	部人
上村上人	3793人×14部	=53102部人
上村中人・中村上人	1006人×12部	=17072部人
上村下人・中村中人・下村上人	1700人×10部	=17000部人
中村下人・下村中人	253人×8部	= 2024部人
・下村下人	126人×6部	= 756部人
上村下々人・中村下々人・下村下々人	1979人×4部	= 7916部人
	合計・総部人数	=92870部人

②次に1部人の負担率を算出する。そのためには年貢高を総部人数・92870部人で割れば1部人負担率が出る。

$$\begin{aligned} \text{※1部人負担率} &= \text{年貢高} 1939石9斗5升5合 \div 92870部人 \\ &= 20,889 = 2升8勺8才89 \end{aligned}$$

③次に各村村位個人負担高を算出する。そのためには1部人負担率に各ランクの賦課率を掛けると、各ランクの個人負担高が出る。

各ランク村位人位	各ランクの個人負担高
上村上人	$20,889 \times 14部 = 2斗9升2合4勺6才$
上村中人・中村上人	$20,889 \times 12部 = 2斗5升0合6勺6才$
上村下人・中村中人・下村上人	$20,889 \times 10部 = 2斗0升8合8勺9才$
中村下人・下村中人	$20,889 \times 8部 = 1斗6升7合1勺1才$
下村下人	$20,889 \times 6部 = 1斗2升5合3勺3才$
上村下々人 中村下々人 下村下々人	$20,889 \times 4部 = 8升3合5勺5才$

以上の計算から、明治26年の各村村位個人の年貢粟は、

- A = 上村上人 . . . . . = 2斗9升2合4勺6才
  - B = 上村中人・中村上人 . . . . . = 2斗5升0合6勺6才
  - C = 上村下人・中村中人・下村上人 = 2斗0升8合8勺9才
  - D = 中村下人・下村中人 = 1斗6升7合1勺1才
  - E = 下村下人 = 1斗2升5合3勺3才
  - F = 各村下々人 . . . . . = 8升3合5勺5才
- の上納高となる。

④この各ランク個人上納高に各ランク人数を掛けると各ランクの負担する粟高がでる。

A = 2斗9升2合4勺6才 × 3793人 = 1109石3斗	= 3793人で1109石3斗
B = 2斗5升0合6勺6才 × 1006人 = 252石1斗6升3合	= 1006人で252石1斗6升3合
C = 2斗0升8合8勺9才 × 1700人 = 355石1斗1升3合	= 1700人で355石1斗1升3合
D = 1斗6升7合1勺1才 × 253人 = 42石2斗7升8合	= 253人で42石2斗7升8合
E = 1斗2升5合3勺3才 × 126人 = 15石7斗9升1合	= 126人で15石7斗9升1合
F = 8升3合5勺5才 × 1979人 = 165石3斗4升5合	= 1979人で165石3斗4升5合
合計・土族平民正人男 = 8857人で粟1939石9斗9升の負担となる。	

#### 4 夫賃粟の個人負担高と総年貢粟高

次に沖縄県へ納める夫賃粟の個人負担高を算出する。夫賃粟は成人男一人につき粟2斗8升8合の上納である。その内、定額839石余は県への上納、残りは各村の予備貯穀（貯蓄）である。徴税表では粟755石4斗5升・胡麻11石6斗5升7合・白木綿布115反・木綿花145斤となっている。これらを粟換算すると粟839石に相当する。明治26年の成人男は8857人、夫賃粟の上納総計は2斗8升8合×8857人=2550石8斗1升6合。その内、粟839石余は県へ、残り1711石余は各村の貯蓄となる。県へ納める839石余の個人負担高は、839石余÷8857人=9升4合7勺となる。従って、明治26年、沖縄県への総上納高は下記のようになる。

	正 租	夫賃粟	個人負担高
上村上人	2斗9升2合余才	+ 9升4合余	・・・ 3斗8升7合余
上村中人	┌───┐	┌───┐	┌───┐
中村上人			
上村下人	┌───┐	┌───┐	┌───┐
中村中人			
下村上人	┌───┐	┌───┐	┌───┐
中村下人			
下村中人	1斗6升7合余+ 9升4合余	・・・ 2斗6升1合余	
下村下人	1斗2升5合余+ 9升4合余	・・・ 2斗1升9合余	
各村下々人	8升3合余+ 9升4合余	・・・ 1斗7升7合余	

この頃の1戸平均所有畑は11反から17反。基本的には13反の畑所有で、5反に粟・5反に麦・1,5反に芋・1,5反に綿花・胡麻を栽培する。その栽培期間は冬場の半年間である。この頃の1反当たりの粟収穫は上畑3斗・中畑2,5斗・下畑2斗程度。最も高い上村上人の上納高3斗8升7合余は、13反の畑の内、5反に粟を半年栽培してその1,3反内の収穫粟で済む計算となる。これらの作物収穫が済むと、夏場半年間、豆類・黍・芋・果菜類の作物栽培が同じ畑を利用して行われる。13反の畑は1年間で2回耕作栽培が可能で実質的には26反の意味を持つ。畑26反の内半年栽培で1,3反分、これが過酷であるか否かは各人の判断にゆだねたい。但し、明治25・26年頃「8公2民・生産高の80%の税」という非現実的な過酷説などは、史料に基づかぬ妄説として、否定しなければならないだろう。

## 5 年貢反布の徴税切符

次に年貢反布の徴税について見てみたい。年貢反布の徴税については、下記のとおり沖縄県令から宮古島役所へ訓令が通達される。

<p>沖縄県訓令第 号 宮古島役所 其所轄 年分貢布納額左記之通徴税切符発布スベシ 明治 年 月 日 知 事</p>	<p>(対訳)  省 略</p>
<p>宮古島 畑 租 一、白上布 七百九拾疋 一、白中布 五拾五反 一、白下布 貳百九拾四反 一、貳拾柵紺地細上布 百反 一、拾八柵紺地細上布 參拾反 一、拾七柵紺地細上布 千壹反 一、拾七柵白細上布 百八拾貳反 一、白縮布 拾反 一、白木綿布 百六拾八反</p>	<p>宮古島 年貢反布 1、白上布 790疋 1、白中布 55反 1、白下布 294反 1、20ヨミ紺細上布 100反 1、18ヨミ紺細上布 30反 1、17ヨミ紺細上布 1001反 1、17ヨミ白細上布 182反 1、白縮布 10反 1、白木綿布 168反</p>
	<p>総反布数 2630反</p>

この年貢反布2630反の内

- 白上布790疋は士族正女の負担。白中布55反・白下布294反は士族正女・士族正男の負担である
- 20升紺細上布100反・18升紺細上布30反・17升紺細上布1001反・17升白細上布182反は平民正女の負担。白縮布10反・白木綿布168反は平民正女・平民正男の負担である。

## 6 明治26年・年貢反布の個人負担高

上記の定額2630反の年貢反布を、どの様に入頭（成人女性の人口）に賦課するか明治26年を例として各村位個人の負担高を算出してみる。

## 〔反布用成人女性人口〕

(片輪・免税者を除く)

村 位 ・ 人 位	正人士族女	・ 正人平民女	合 計	賦課率
上村上人	2078人	・ 2912人	= 4990人	12部
上村中人・中村上人	258人	・ 821人	= 1079人	10部
上村下人・中村中人	267人	・ 458人	= 725人	8部
中村下人	0人	・ 56人	= 56人	6部
上村下々人・中村下々人	735人	・ 1209人	= 1944人	4部
			計 8794人	

## 〔反布用成人男性人口〕

(片輪・免税者を除く)

村 位 ・ 人 位	正人士族男	・ 正人平民男	合 計	賦課率
上村上人	2210人	・ 3025人	= 5235人	12部
上村中人・中村上人	238人	・ 854人	= 1092人	10部
上村下人・中村中人	286人	・ 473人	= 759人	8部
中村下人	0人	・ 49人	= 49人	6部
上村下々人・中村下々人	777人	・ 1243人	= 2020人	4部
			計9155人	

(1)白上布790疋＝士族正女(3338人)の負担である。

①まず最初に総部人数を算出する。

村 位 ・ 人 位	士族正女	・ 賦課率	部人数
上村上人	2078人	× 12部	24936部人
上村中人・中村上人	258人	× 10部	2580部人
上村下人・中村中人	267人	× 8部	2136部人
中村下人	0人	× 6部	0
上村下々人・中村下々人	735人	× 4部	2940部人
士族正女		計3338人	総計32592部人

②次に1部人の負担率を算出する。

1部人負担率＝白上布790疋÷32592部人＝0,0242390＝約0,02424



③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

村 位 ・ 人 位	1部人負担率 × 各賦課率	各ランク個人負担高
上村上人	0,02424 × 12部	0,29088=0,2909 疋
上村中人・中村上人	0,02424 × 10部	0,2424=0,2424 疋
上村下人・中村中人	0,02424 × 8部	0,19392= 0,194 疋
中村下人	0,02424 × 6部	0,14544=0,1455 疋
上村下々人・中村下々人	0,02424 × 4部	0,09696= 0,097 疋

④以上の計算から、上村上人は0,2909疋 上村中人・中村上人は0,2424疋 上村下人・中村中人は0,194疋 中村下人は0,1455疋 上村下々人・中村下々人は0,097疋の負担高となる。

※白上布1疋は幅52cm・長さ16,7mである。

上村上人は・・・0,2909疋×長さ16,7m=4,85=約4 m85cm

上村中人・中村上人は・・・0,2424疋×長さ16,7m=4,04=約4 m4 cm

上村下人・中村中人は・・・0,194 疋×長さ16,7m=3,28=約3 m28cm

上村下々人・中村下々人は・・・0,097 疋×長さ16,7m=1,61=約1 m61cm

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数をかけると各ランクの負担する織物の反数が出てくる。

村 位 ・ 人 位	村位人位個人負担高	士族正女人口	各村位人員の負担反数
上村上人	0,2909疋 ×	2078人 =	604,49 = 約604疋49
上村中人・中村上人	0,2424疋 ×	258人 =	62,53 = 約62疋53
上村下人・中村中人	0,194疋 ×	267人 =	51,79 = 約51疋79
中村下人	0,1455疋 ×	0人 =	0 = 0
上村下々人・中村下々人	0,097疋 ×	735人 =	71,29 = 約71疋29
		士族正女・計3338人	総 計 約790疋1

⑥以上の計算から

上村上人は2078人で・・・604疋49の負担  
 上村中人・中村上人は258人で・・・62疋53の負担  
 上村下人・中村中人は267人で・・・51疋79の負担  
 上村下々人・中村下々人は735人で・・・71疋79の負担  
 となる計算である。

計・白上布  
 [790疋]

(2)白中布55反＝士族の正男・正女（6849人）の負担である。

①まず総部人数を算出する

村位・人位	士族正女	士族正男	合計	賦課率	部人数
上村上人	2078人	2210人	4288人	× 12部	51456部人
上村中人・中村上人	258人	238人	496人	× 10部	4960部人
上村下人・中村中人	267人	286人	553人	× 8部	4424部人
中村下人	0人	0人	0人	× 6部	0
上村下々人・中村下々人	735人	777人	1512人	× 4部	6046部人
合計					66886部人

②次に1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 55 \text{ 反} \div 66886 \text{ 部人} = 0,0008223$$

③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

村位・人位	人負担率	×	各賦課率	各ランク個人負担高
上村上人	0,0008223	×	12部	0,009868＝約0,0099反
上村中人・中村上人	0,0008223	×	10部	0,008223＝約0,0083反
上村下人・中村中人	0,0008223	×	8部	0,006579＝約0,0066反
中村下人	0,0008223	×	6部	0,004934＝約0,0050反
上村下々人・中村下々人	0,0008223	×	4部	0,003289＝約0,0033反

④以上の計算から、上村上人は0,0099反 上村中人・中村上人は 0,0083反 上村下人・中村・中人は 0,0066反 中村下人は 0,0050反 上村下々人・中村下々人は 0,0033反の負担となる。

※白中布 1 反は幅39,4cm・長さ11,4mである。

上村上人は・・・・・・ 0,0099反×長さ11,4m=0,1128=約11,3cm

上村中人・中村上人は・・・・ 0,0083反×長さ11,4m=0,0946=約 9,5cm

上村下人・中村中人は・・・・ 0,0066反×長さ11,4m=0,0752=約 7,6cm

上村下々人・中村下々人は・・・・ 0,0033反×長さ11,4m=0,0376=約 3,8cm

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数をかけると各ランクの負担する織物の反数が出てくる。

村 位 ・ 人 位	村位人位個人負担高	士族正男女数	各村位人員の負担反数
上村上人	0,0099反	× 4288人	= 42,4512 = 約42反45
上村中人・中村上人	0,0083反	× 496人	= 4,1168 = 約 4 反11
上村下人・中村中人	0,0066反	× 553人	= 3,6498 = 約 3 反64
中村下人	0,0050反	× 0人	= 0 = 0
上村下々人・中村下々人	0,0033反	× 1512人	= 4,9896 = 約 4 反98
士族正男・正女		計6849人	総計 約55反18

⑥以上の計算から

上村上人は4288人で・・・・・・42反45の負担

上村中人・中村上人は496人で・・・・ 4 反11の負担

上村下人・中村中人は553人で・・・・ 3 反64の負担

上村下々人・中村下々人は1512人で・・ 4 反98の負担

となる計算である。

計・白中布  
〔55反〕

(3)白下布294反=士族正男・正女(6849人)の負担である。

①1 部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 294 \text{ 反} \div 66886 \text{ 部人 (白中布と同じ)} = 0,00439553$$

②次に 1 部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

村位・人位	1部人負担率	×	各賦課率	各ランク個人負担高
上村上人	0,00439553	×	12部	0,052746=約0,0528反
上村中人・中村上人	0,00439553	×	10部	0,043955=約0,0440反
上村下人・中村中人	0,00439553	×	8部	0,034925=約0,0350反
中村下人	0,00439553	×	6部	0,026373=約0,0264反
上村下々人・中村下々人	0,00439553	×	4部	0,017582=約0,0176反

③以上の計算から、上村上人は0,0528反 上村中人・中村上人は0,0440反 上村下人・中村下人は0,0350反 中村下人は0,0264反 上村下々人・中村下々人は0,0176反の負担高となる。

※白下布 1反は幅39,4cm・長さ10,6mである。

上村上人は・・・ 0,0528反×長さ10,6m=0,5596=約56cm

上村中人・中村上人は・・・ 0,0440反×長さ10,6m=0,4664=約46,7cm

上村下人・中村中人は・・・ 0,0350反×長さ10,6m=0,3710=約37,1cm

上村下々人・中村下々人は・・・ 0,0176反×長さ10,6m=0,1865=約18,7cm

の個人負担高となる。

④この各ランクの個人負担高に各ランクの人数をかけると各ランクの負担する織物の反数が出てくる。

村位・人位	村位人位個人負担高	×	士族正男女数	=	各村位人員の負担反数
上村上人	0,0528反	×	4288人	=	226,4064 = 約226反41
上村中人・中村上人	0,0440反	×	496人	=	21,8240 = 約21反83
上村下人・中村中人	0,0350反	×	553人	=	19,3550 = 約19反36
中村下人	0,0264反	×	0人	=	0
上村下々人・中村下々人	0,0176反	×	1512人	=	26,6112 = 約26反62
			士族正男・正女	計6849人	総計 約294反22

⑤以上の計算から

上村上人は4288人で・・・226反41の負担

上村中人・中村上人は496人で・・・21反83の負担

上村下人・中村中人は553人で・・・19反36の負担

上村下々人・中村下々人は1512人で・・・26反62の負担

計・白下布  
〔294反〕

となる計算である。

(4)20升紺細上布・100反=平民正女（5456人）の負担である。

①総部人数を算出する。

	村 位 ・ 人 位	平民正女数	賦課率	部人数
A	上村上人	2912人	× 12部	3944部人
B	上村中人・中村上人	821人	× 10部	8210部人
C	上村下人・中村中人	458人	× 8部	3644部人
D	中村下人	56人	× 6部	336部人
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 4部	4836部人
合計	平民正女数	5456人		総計51990部人

②1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 100 \text{ 反} \div 51990 \text{ 部人} = 0,00194$$

③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

	村 位 ・ 人 位	1部人負担率	× 各賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人	0,00194	× 12部	0,0232 = 0,0232反
B	上村中人・中村上人	0,00194	× 10部	0,0194 = 0,0194反
C	上村下人・中村中人	0,00194	× 8部	0,0155 = 0,0155反
D	中村下人	0,00194	× 6部	0,0116 = 0,0116反
E	上村下々人・中村下々人	0,00194	× 4部	0,0077 = 0,0077反

④以上の計算から、上村上人は0,0232反 上村中人・中村上人は0,0194反 上村下人・中村中人は0,0155反 中村下人は0,0116反 上村下々人・中村下々人は0,0077反の負担高となる。

※20升紺細上布1反は 幅41cm・長さ10,6m。

上村上人は・・・0,0232反×長さ10,6m=0,2459=約24,5cm

上村中人・中村上人は・・・0,0194反×長さ10,6m=0,2056=約20,6cm

上村下人・中村中人は・・・0,0155反×長さ10,6m=0,1643=約16,5cm

中村下人・・・0,0116反×長さ10,6m=0,1229=約12,3cm

上村下々人・中村下々人は・・・0,0077反×長さ10,6m=0,0816=約8,2cm

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村 位 ・ 人 位	平民正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	2912人	× 0,0232反	67,5584 = 約67反55
B	上村中人・中村上人	821人	× 0,0194反	15,9274 = 約15反92
C	上村下人・中村中人	458人	× 0,0155反	7,0990 = 約 7 反09
D	中村下人	56人	× 0,0116反	0,6496 = 約 0 反64
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 0,0077反	9,3093 = 約 9 反30
合計	平民正女数	5456人		総 計 100反 5

⑥以上の計算から

上村上人は2912人で・・・・・・67反55  
 上村中人・中村上人は821人で・・・・・・15反92  
 上村下人・中村中人458人で・・・・・・7反09  
 中村下人は56人・・・・・・0反64  
 上村下々人・中村下々人は1209人で・・・・9反30  
 の負担高となる。

} 20升紺細上布  
 [100反]

(5)18升紺細上布・30反＝平民正女（5456人）の負担である。

①平民正女の総部人数は51990部人（20升紺細上布と同じ）である。

②1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 30 \text{ 反} \div 51990 \text{ 部人} = 0,000577$$

③次に1部人負担率に各ランクの賦課率を掛けて各村位人位の個人負担高を算出する。

	村 位 ・ 人 位	1部人負担率	× 各賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人	0,000577	× 12部	0,0069 = 0,0069反
B	上村中人・中村上人	0,000577	× 10部	0,0057 = 0,0057反
C	上村下人・中村中人	0,000577	× 8部	0,0046 = 0,0046反
D	中村下人	0,000577	× 6部	0,0034 = 0,0034反
E	上村下々人・中村下々人	0,000577	× 4部	0,0023 = 0,0023反

④以上の計算から、上村上人は0,0069反 上村中人・中村上人は0,0057反 上村下人・中村中人は0,0046反 中村下人は0,0034反 上村下々人・中村下々人は0,0023反の負担高となる。

※18升紺細上布 1反は幅39.4cm・長さ10,6m。

上村上人は・・・・・・・・・・0,0069反×長さ10,6m=0,0731=約7,3cm

上村中人・中村上人は・・・・・・・・0,0057反×長さ10,6m=0,0604=約6,3cm

上村下人・中村中人は・・・・・・・・0,0046反×長さ10,6m=0,0487=約4,8cm

中村下人・・・・・・・・・・0,0034反×長さ10,6m=0,0360=約3,6cm

上村下々人・中村下々人は・・・・0,0023反×長さ10,6m=0,0243=約2,4cm

の個人負担高となる。

⑤この各ランク個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村位・人位	平民正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	2912人	× 0,0069反	20,0928 = 約20反 1
B	上村中人・中村上人	821人	× 0,0057反	4,6797 = 約4反 7
C	上村下人・中村中人	458人	× 0,0046反	2,1068 = 約2反 2
D	中村下人	56人	× 0,0034反	0,1904 = 約0反 2
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 0,0023反	2,7807 = 約2反 8
合計	平民正女数	5456人		総計 30反

⑥以上の計算から

上村上人は2912人で・・・・・・・・・・20反 1

上村中人・中村上人は821人で・・・・・・・・4反 7

上村下人・中村中人458人で・・・・・・・・2反 2

中村下人は56人・・・・・・・・・・0反 2

上村下々人・中村下々人は1209人で・・・・・・・・2反 8

の負担高となる。

18升紺細上布  
〔30反〕

(6)17升紺細上布・1001反=平民正女(5456人)の負担である。

①平民正女の総部人数を算出する。

	村位・人位	平民正女数	賦課率	部人数
A	上村上人	2912人	× 12部	34944部人
B	上村中人・中村上人	821人	× 10部	8210部人
C	上村下人・中村中人	458人	× 8部	3664部人
D	中村下人	56人	× 6部	336部人
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 4部	4836部人
合計	平民正女数	5456人		総計51990部人

②1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 1001 \text{ 反} \div 51990 \text{ 部人} = 0,019253 = 0,01926$$

③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する

	村位・人位	1部人負担率	× 各賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人	0,01926	× 12部	0,23112 = 0,2312反
B	上村中人・中村上人	0,01926	× 10部	0,1926 = 0,1926反
C	上村下人・中村中人	0,01926	× 8部	0,15406 = 0,1541反
D	中村下人	0,01926	× 6部	0,11556 = 0,1156反
E	上村下々人・中村下々人	0,01926	× 4部	0,07704 = 0,0771反

④以上の計算から、上村上人は0,2312反 上村中人・中村上人は0,1926反 上村下人・中村中人は0,1541反 中村下人は0,1156反 上村下々人・中村下々人は0,0771反の負担高となる。

※17升紺細上布 1反は幅39,4cm・長さ10,6m。

上村上人は・・・・・・0,2312反×長さ10,6m=2,45=約2m45cm

上村中人・中村上人は・・・・・・0,1926反×長さ10,6m=2,05=約2m5cm

上村下人・中村中人は・・・・・・0,1541反×長さ10,6m=1,64=約1m64cm

中村下人・・・・・・0,1156反×長さ10,6m=1,23=約1m23cm

上村下々人・中村下々人は・・・・・・0,0771反×長さ10,6m=0,82=約82cm

の個人負担高となる。



⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村 位 ・ 人 位	平民正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	2912人	× 0,2312反	673,2544 = 約673反25
B	上村中人・中村上人	821人	× 0,1926反	158,1246 = 約158反12
C	上村下人・中村中人	458人	× 0,1541反	70,5778 = 約 70反57
D	中村下人	56人	× 0,1156反	6,4736 = 約 6反47
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 0,0771反	93,2139 = 約 93反21
合計	平民正女数	5456人		総 計 1001反6

⑥以上の計算から

上村上人は2912人で・・・・・・・・・673反25  
 上村中人・中村上人は821人で・・・・・・・・・158反12  
 上村下人・中村中人458人で・・・・・・・・・70反57  
 中村下人は56人・・・・・・・・・6反47  
 上村下々人・中村下々人は1209人で・・・・・・・・・93反21  
 の負担高となる。

} 17升紺細上布  
〔1001反〕

(7)白細上布・182反＝平民正女（5456人）の負担である。

①平民正女の総部人数は51990部人（20・18・17升紺細上布と同）である。

②1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 182 \text{ 反} \div 51990 \text{ 部人} = 0,003501$$

③次に1部人負担率に各ランクの賦課率を掛けて各村位人位の個人負担高を算出する。

	村 位 ・ 人 位	1部人負担率	× 各賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人	0,003501	× 12部	0,0420 = 0,042反
B	上村中人・中村上人	0,003501	× 10部	0,0350 = 0,035反
C	上村下人・中村中人	0,003501	× 8部	0,0280 = 0,028反
D	中村下人	0,003501	× 6部	0,0210 = 0,021反
E	上村下々人・中村下々人	0,003501	× 4部	0,0140 = 0,014反

④以上の計算から、上村上人は0,042反 上村中人・中村上人は0,035反 上村下人・中村下人は0,028反 中村下人は0,021反 上村下々人・中村下々人は0,014反の負担高となる。

※17白細上布 1反は幅39,4cm・長さ10,6m。

上村上人は・・・・・・・・・・0,042反×長さ10,6m=0,4452=約44,5cm

上村中人・中村上人は・・・・・・・・0,035反×長さ10,6m=0,3710=約37,1cm

上村下人・中村中人は・・・・・・・・0,028反×長さ10,6m=0,2968=約29,7cm

中村下人・・・・・・・・・・0,021反×長さ10,6m=0,2226=約22,3cm

上村下々人・中村下々人は・・・・・・・・0,014反×長さ10,6m=0,1482=約14,8cm

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村 位 ・ 人 位	平民正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	2912人	× 0,042反	122,3040 = 約122反31
B	上村中人・中村上人	821人	× 0,035反	28,7350 = 約 28反74
C	上村下人・中村中人	458人	× 0,028反	12,8240 = 約 12反83
D	中村下人	56人	× 0,021反	1,1760 = 約 1反18
E	上村下々人・中村下々人	1209人	× 0,014反	16,9260 = 約 16反93
合計	平民正女数	5456人		総 計 181反99

⑥以上の計算から

上村上人は2912人で・・・・・・・・・・122反31

上村中人・中村上人は821人で・・・・・・・・・・28反74

上村下人・中村中人458人で・・・・・・・・・・12反83

中村下人は56人・・・・・・・・・・1反18

上村下々人・中村下々人は1209人で・・・・・・・・16反93

の負担高となる。

— 17升白細上布  
〔182反〕

(8)白木綿布・168反=平民の正男・正女(11100人)の負担である。

①平民正男・正女の総部人数を算出する。

村位・人位	平民正女・平民正男	計	賦課率	各部人数
A	上村上人	2912人 + 3025 = 5937人	12部	71244 部人
B	上村中人・中村上人	821人 + 854 = 1675人	10部	16750 部人
C	上村下人・中村中人	458人 + 473 = 931人	8部	7448 部人
D	中村下人	56人 + 49 = 105人	6部	630 部人
E	上村下々人・中村下々人	1209人 + 1243 = 2452人	4部	9808 部人
合計	平民正女+正男	11100人	総計	105880部人

② 1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 168 \text{ 反} \div 105880 \text{ 部人} = 0,0015867$$

③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

村位・人位	1部人負担率 × 賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人 ————— 0,0015867 × 12部	0,0190 = 0,0190反
B	上村中人・中村上人 ————— 0,0015867 × 10部	0,0158 = 0,0158反
C	上村下人・中村中人 ————— 0,0015867 × 8部	0,0126 = 0,0126反
D	中村下人 ————— 0,0015867 × 6部	0,0095 = 0,0095反
E	上村下々人・中村下々人 ————— 0,0015867 × 4部	0,0063 = 0,0063反

④以上の計算から、上村上人は0,0190反 上村中人・中村上人は0,0158反 上村下人・中村中人は0,0126反 中村下人は0,0095反 上村下々人・中村下々人は0,0063反の負担高となる。

※白木綿布 1反は幅39,4cm・長さ10,6m。

$$\text{上村上人は} \dots\dots\dots 0,0190 \text{ 反} \times \text{長さ} 10,6 \text{ m} = 0,2014 = \text{約} 20,2 \text{ cm}$$

$$\text{上村中人・中村上人は} \dots\dots\dots 0,0158 \text{ 反} \times \text{長さ} 10,6 \text{ m} = 0,1674 = \text{約} 16,8 \text{ cm}$$

$$\text{上村下人・中村中人は} \dots\dots\dots 0,0126 \text{ 反} \times \text{長さ} 10,6 \text{ m} = 0,1335 = \text{約} 13,4 \text{ cm}$$

$$\text{中村下人} \dots\dots\dots 0,0095 \text{ 反} \times \text{長さ} 10,6 \text{ m} = 0,1007 = \text{約} 10,1 \text{ cm}$$

$$\text{上村下々人・中村下々人は} \dots\dots\dots 0,0063 \text{ 反} \times \text{長さ} 10,6 \text{ m} = 0,0667 = \text{約} 6,7 \text{ cm}$$

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村位・人位	平民・正男正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	5937人	$5937人 \times 0,0190反$	$112,8030 = 約 113反$
B	上村中人・中村上人	1675人	$1675人 \times 0,0158反$	$26,4650 = 約 26反 5$
C	上村下人・中村中人	931人	$931人 \times 0,0126反$	$11,7306 = 約 12反$
D	中村下人	105人	$105人 \times 0,0095反$	$0,9975 = 約 1反$
E	上村下々人・中村下々人	2452人	$2452人 \times 0,0063反$	$15,4476 = 約 15反 5$
合計	平民正女+正男	11100人		総計 168反

⑥以上の計算から

上村上人は5937人で・・・・・・・・・・・・・・・・・・113反  
 上村中人・中村上人は1675人で・・・・・・・・・・26反 5  
 上村下人・中村中人931人で・・・・・・・・・・12反  
 中村下人は105人・・・・・・・・・・・・・・・・・・1反  
 上村下々人・中村下々人は2452人で・・・・・・・・15反 5  
 の負担高となる。

白木綿布  
〔168反〕

(9)白縮布・10反=平民の正男・正女(111000人)の負担である。

①平民正男・正女の総部人数を算出する。

	村位・人位	平民正女・平民正男 計	賦課率	各部人数
A	上村上人	$2912人 + 3025 = 5937人$	12部	71244 部人
B	上村中人・中村上人	$821人 + 854 = 1675人$	10部	16750 部人
C	上村下人・中村中人	$458人 + 473 = 931人$	8部	7448 部人
D	中村下人	$56人 + 49 = 105人$	6部	630 部人
E	上村下々人・中村下々人	$1209人 + 1243 = 2452人$	4部	9808 部人
合計	平民正女+正男	11100人	総計	105880部人

②1部人の負担率を算出する。

$$1 \text{ 部人負担率} = 10反 \div 105880 \text{ 部人} = 0,00009445$$

③次に1部人負担率に各ランク賦課率をかけて、各村位人位の個人負担高を算出する。

	村 位 ・ 人 位	1部人負担率×賦課率	各ランク個人負担高
A	上村上人	0,00009445×12部	0,0011334 = 約0,00114反
B	上村中人・中村上人	0,00009445×10部	0,0009445 = 約0,00095反
C	上村下人・中村中人	0,00009445×8部	0,0007556 = 約0,00076反
D	中村下人	0,00009445×6部	0,0005667 = 約0,00057反
E	上村下々人・中村下々人	0,00009445×4部	0,0003778 = 約0,00038反

④以上の計算から、上村上人は0,0011反 上村中人・中村上人は0,0009反 上村下人・中村中人は0,0007反 中村下人は0,0005反 上村下々人・中村下々人は0,0003反の負担高となる。

※白縮布 1反は幅39,4cm・長さ10,8m。

上村上人は・・・・・・・・・・・・・・・・0,00114反×長さ10,8m=0,01231=約12mm31

上村中人・中村上人は・・・・・・・・0,00095反×長さ10,8m=0,01026=約10mm26

上村下人・中村中人は・・・・・・・・0,00076反×長さ10,8m=0,00820=約8mm20

中村下人・・・・・・・・・・・・・・・・0,00057反×長さ10,8m=0,00615=約6mm15

上村下々人・中村下々人は・・・・・・0,00038反×長さ10,8m=0,00410=約4mm10

の個人負担高となる。

⑤この各ランクの個人負担高に各ランクの人数を掛けると、各ランク人数負担の反数が算出される。

	村 位 ・ 人 位	平民・正男正女数	各個人・負担高	各ランク負担反数
A	上村上人	5937人	× 0,00114反	6,7681=約6反8
	上村中人・中村上人	1675人	× 0,00095反	1,5912=約1反6
C	上村下人・中村中人	931人	× 0,00076反	0,7075=約0反8
D	中村下人	105人	× 0,00057反	0,0598=約0反1
E	上村下々人・中村下々人	2452人	× 0,00038反	0,9317=約1反
合計	平民正女+正男	11100人		総計 約10反3

⑥以上の計算から

上村上人は5937人で・・・・・・・・・・・・・・・・6反8

上村中人・中村上人は1675人で・・・・・・・・・・1反6

上村下人・中村中人931人で・・・・・・・・・・・・0反8

中村下人は105人・・・・・・・・・・・・・・・・・・0反1

上村下々人・中村下々人は2452人で・・・・・・1反

の負担高となる。

白縮布  
〔10反〕

まとめ

以上、年貢反布・定額2630反を成人女性に配賦してその負担率を算出してきたが、ここで簡単に表示してみる。

◎白上布=士族正女の負担、白中布・白下布=士族正女・士族正男の負担。

(1)白上布・790疋=士族正女(3338人)の負担である。

※〔白上布790疋 幅52cm・長さ16,7m〕

各村位・人位	士族・正女	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2078人	0,2909疋(約4m85cm)	約604疋49
上村中人・中村上人	258人	0,2424疋(約4m4cm)	約62疋53
上村下人・中村中人	267人	0,1940疋(約3m28cm)	約51疋79
中村下人	0人	0,1455疋(約 cm)	約0疋
上村下々人・中村下々人	735人	0,0970疋(約1m61cm)	約71疋29
合計	士族正女 3338人		白上布・790疋余

(2)白中布・55反=士族正女+士族正男=(計6849人)の負担である。

※〔白中布55反 幅39,4cm・長さ11,4m〕

各村位・人位	士族・正女+正男	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	4288人	0,0099反(約11,3cm)	約42反45
上村中人・中村上人	496人	0,0083反(約9,5cm)	約4反11
上村下人・中村中人	553人	0,0066反(約7,6cm)	約3反64
中村下人	0人	0,0050反(約 cm)	約0反
上村下々人・中村下々人	1512人	0,0033反(約3,8cm)	約4反98
合計	士族正女・正男6849人		白中布・55反余

(3)白下布・294反=士族正女+士族正男=(計6849人)の負担である。

※〔白下布294反 幅39.4cm・長さ10,6m〕

各村位・人位	士族・正女+正男	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	4288人	0,0528反(約56 cm)	約226反41
上村中人・中村上人	496人	0,0440反(約46.7cm)	約21反83
上村下人・中村中人	553人	0,0350反(約37,1cm)	約19反36
中村下人	0人	0,0264反(約 )	約0反
上村下々人・中村下々人	1512人	0,0176反(約18,7cm)	約26反62
合計	士族正女・正男6849人		白下布・294反余

◎紺細上布(20升・18升・17升)・白細上布(17升)=平民正女の負担。

◎白木綿布・白縮布=平民正女・正男の負担。

(4)20升紺細上布・100反=平民正女(5456人)の負担である。

※〔20升紺細上布100反 幅41(4)・長さ10,6m〕

各村位・人位	平民正女数	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人	0,0232反(約24,5cm)	約67反55
上村中人・中村上人	821人	0,0194反(約20,6cm)	約15反92
上村下人・中村中人	458人	0,0155反(約16,5cm)	約7反09
中村下人	56人	0,0116反(約12,3cm)	約0反64
上村下々人・中村下々人	1209人	0,0077反(約8,2cm)	約9反30
合計	平民正女 5456人		100反余

(5)18升紺細上布・30反=平民正女(5456人)の負担である。

※〔18升紺細上布30反 幅39,4cm・長さ10,6m〕

各村位・人位	平民正女数	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人	0,0069反(約7,3cm)	約20反1
上村中人・中村上人	821人	0,0057反(約6,0cm)	約4反7
上村下人・中村中人	458人	0,0046反(約4,8cm)	約2反2
中村下人	56人	0,0034反(約3,6cm)	約0反2
上村下々人・中村下々人	1209人	0,0023反(約2,4cm)	約2反8
合計	平民正女 5456人		30反

(6)17升紺細上布・1001反=平民正女(5456人)の負担である。

※〔17升紺細上布1001反 幅39,4cm・長さ10,6m〕

各村位・人位	平民正女数	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人	0,2312反(約 2 m45cm)	約673反25
上村中人・中村上人	821人	0,1926反(約 2 m 5 cm)	約158反12
上村下人・中村中人	458人	0,1541反(約 1 m64cm)	約 70反57
中村下人	56人	0,1156反(約 1 m23cm)	約 6 反47
上村下々人・中村下々人	1209人	0,0771反(約 82cm)	約 93反21
合計	平民正女 5456人		1001反余

(7)17升白細上布・182反=平民正女(5456人)の負担である。

※〔17升白細上布182反 幅39,4cm・長さ10,6m〕

各村位・人位	平民正女数	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人	0,042反(約 44,5cm)	約122反31
上村中人・中村上人	821人	0,035反(約 37,1cm)	約 28反74
上村下人・中村中人	458人	0,028反(約 29,7cm)	約 12反83
中村下人	56人	0,021反(約 22,3cm)	約 1 反18
上村下々人・中村下々人	1209人	0,014反(約 14,8cm)	約 16反93
合計	平民正女 5456人		182反

(8)白木綿布・168反=平民の正女+正男(11102人)の負担である。

※〔白木綿布168反 幅39,4cm・長さ10,6m〕

各村位・人位	平民正女・平民正男 計	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人+3025=5937人	0,0190反(約20,2cm)	約 113反
上村中人・中村上人	21人+ 854=1675人	0,0158反(約16,8cm)	約 26反 5
上村下人・中村中人	458人+ 473= 931人	0,0126反(約13,4cm)	約 12反
中村下人	56人+ 49= 105人	0,0095反(約10,1cm)	約 1 反
上村下々人・中村下々人	1209人+1243=2452人	0,0063反(約 6,7cm)	約 15反 5
合計	平民正女・平民正男 11102人		168反



(9)白縮布・10反=平民の正女+正男=(11102人)の負担である。

※〔白縮布10反 幅29,4cm・長さ10,8m〕

各村位・人位	平民正女・平民正男 計	個人負担高	各ランク負担・織物反数
上村上人	2912人+3025=5937人	0,00114反(約12mm31)	約 6反8
上村中人・中村上人	821人+ 854=1675人	0,00095反(約10mm26)	約 1反6
上村下人・中村中人	458人+ 473= 931人	0,00076反(約 8 mm20)	約 0反8
中村下人	56人+ 49= 105人	0,00057反(約 6 mm15)	約 0反1
上村下々人・中村下々人	1209人+1243=2452人	0,00038反(約 4 mm10)	約 1反
合計	平民正女・平民正男 11102人		約 10反

※粟換算=この年貢反布2630反を粟に換算すると総計・粟2216石余となる。

年貢反布 1反当り粟換算	年貢反布数 粟換算
①白上布 1疋=粟 7 斗	790疋=粟553石
②白中布 1反=粟 2 斗 9 升 4 合 7 勺 余	55反=粟 16石 2 斗 1 升 3 合 余
③白下布 1反=粟 2 斗	294反=粟 58石 8 斗
④20升紺細上布 1反 =粟 1 石 4 斗 4 升 2 合 6 勺	100反=粟144石 2 升 6 合
⑤18升紺細上布 1反 =粟 1 石 2 斗 4 升 8 合 2 勺 余	30反=粟 37石 4 斗 4 升 7 合 余
⑥17升紺細上布 1反 =粟 1 石 1 斗 7 升 8 合 8 勺 余	1001反=粟1180石 5 升 9 合 余
⑦17升白細上布 1反 =粟 9 斗 7 升 8 合 余	182反=粟176石 6 斗 9 升 3 合 余
⑧白 縮 布= 1 石 6 斗 8 升	10反=粟 16石 8 斗
⑨ 9 升白木綿布= 2 斗	168反=粟 33石 6 斗
年貢反布	計2630反=粟2216石 6 斗 3 升 8 合

## おわりに

以上、明治26年の沖縄県庁への年貢粟・年貢反布の個人負担高を算出してみた。その結果は、年貢粟の場合、最も税負担の高い上村・上男（21才～40才）は、正租＝2斗9升2合余・夫賃粟＝9升4合余 合計3斗8升7合余の粟上納となっている。この頃の宮古の所有畑は1戸平均11反から17反である。その内、5反の畑に粟を栽培するが、上村上畑だと1反当たりの粟収穫高（冬場半年生産）は3斗である。とすると年貢粟3斗8升7合余は5反の粟畑の内（3斗8升7合余÷3斗＝1,3反）＝1,3反内の粟収穫で上納できたことになる。平均所有畑11反から17反に対する比率は0,118から0,076。1年間の畑利用面積（22反～34反）に対する比率は0,059から0,038となる。反物・粟の換算表によれば「白上布1疋は粟7斗」の換算率である。白上布1疋分の総糸を作るには「糸積（糸つなぎ）日数18日＋糸紡（糸よりかけ）日数5日＝23日」1疋を仕上げるには「貫巻1日＋布織日数5日＋布煮1日＋布晒3日＝10日」を要するが、約1月間の労働を費やし白上布1疋を織れば粟7斗、県への年貢粟を差し引けば粟3斗1升余のお釣りが返ってくる勘定である。

年貢反布の場合、最も税の高い上村・士族上女（21才～40才）は、白上布4 m85cm・白中布11cm 3 mm・白下布56cmの負担高。上村・平民上女（21才～40才）は、20升紺細上布が24cm 5 mm・18升紺細上布7 cm 3 mm・17升紺細上布2 m45cm・17升白細上布44cm 5 mm・白木綿布20cm 2 mm・白縮布12mm31の負担高である。

しかし、反布の場合は各ランク（上・中・下・下々人）の織り上げた端切れをつなぎ合わせて1反の反物にする訳でなく、1反そのものを織り上げなければならない。年貢反布は総計2630反。明治26年・成人女の人口8794人。これに年貢反布を平等に割り付けると、2630反÷8794人＝0,299反の負担。1人に1反ずつ割り付けると、8794人－2630反人＝6164人の女は年貢反布の負担がないことになる。そこで各村では村に反布が賦課されると、村頭（首里大屋子・与人）の采配で村の正女を「織手の部」と「糸紡ぎの部」に分けて分業制をとり、「織手の部」には上人・中人を当て、更にもその中から選り抜いて織女を定め、織女にもれた者と下人・下々人ともに「糸紡ぎの部」を担当させたようである。

『沖縄県史・旧慣調査資料』は年貢反布の織製について

- ①歳元では3月5日時点での年齢で各村男女の「取締位帳」（各ランクの成人人口）を編成し、7月1日までに年貢反布の「各村の割付帳」を作成、7月中に各村の番所に「割付手形」を発行する。
- ②村番所では「割付手形」を受けると、村内の士族正女の3分の2に白上布の総糸を賦課し、平民正女の3分の2には紺細上布・成換反布の総糸を賦課して、糸紡ぎに着手させ

る。糸紡ぎについては、村役人が時々これを検査し粗製にならないよう注意を与える。

③総糸ができると村番所に取り集め、平民分の総糸は（紺細上布・成換反布用）は紺屋に渡し染めさせる。この紺屋は各村に必ず一人づついる。夫賃などを免除して年貢反布の染方を担当させる。染料は各村でこれを準備する。番所の構内に染小屋を設置し、総糸ができると紺屋を毎日ここに通わせて染方に従事させる。

④染方が終わると、村役人は平民正女の3分の1に染糸を配付し、紺細上布や成換反布の織方に着手させる。白上布・白中布・白下布の分は士族正女の3分の1に配付し織方に着手させる。この織立の期間は8・9月から翌年の1月頃まで、基本的には180日間である。

⑤織方に従事する者は、年少の頃から「手叶＝手伝人」として織女の助手となり、見習いをさせた上、尚、実際に練習をかさね、最も精巧な者のみを選んで役人の見立てでこれを命じる。

⑥織方については、紺細上布・白細上布・白縮布の場合は織女が各家で織るのではなく、村の番所構内に3・4カ所の貢布小屋が設置され、担当織女・手叶は毎日ここに通って村役人の監督のもと織方に従事する。

白上布・白中布・白下布・木綿布の場合は織女をして各家において織らせ、村役人は時々これの検査を行って粗製になることを戒める。

⑦年貢反布が織り上がると村番所に保管しておき、毎年3月1日から4月15日までに蔵元に納める。

と記している。即ち、年貢反布の織製にあたっては、各村において「総糸を紡ぐ分野」「藍染の分野」「織製の分野」の分業制度が取られていたということである。

明治27年・上村の東仲宗根村・西仲宗根村、平民の年貢反布配賦を例にとると、

	負担人員	取除人員	20升紺細上布	18升紺細上布	17升紺細上布	白細上布	白縮布
・東仲宗根村	61人	32人	2反	1反	27反	5反	0
・西仲宗根村	65人	32人	3反	1反	28反	5反	0

となっている。

明治27年の東仲宗根村の平民正女人口は（上女213人＋中女22人＋下女19人＋下々女102人）356人である。その内、織女93人を選び更にその中から熟練の織女61人を選び抜いて反布織製を担当させ、残り32人は糸紡ぎの部に回している。即ち、正女295人は糸紡ぎを担当し、61人の織女が総計35反の成換反布織製に当てられている。凡そ1反を2人（熟練の織女＋手叶か？）で織りあげた勘定である。成換反布35反の内、最も難しい20升紺細上

布は2反・18升紺細上布1反。ポピュラーな17升紺細上布は27反となっている。因みに『貢反布沿革調』によれば、紺細上布の織製日数は「貫巻2日+布織35日+洗濯1日=計38日」。白細上布・白縮布の織製日数は「貫巻1日+布織7日+布煮3日+布晒8日=計19日」。白中布・白下布の織製日数は「貫巻1日+布織3日+布煮1日+布晒3日=8日」。白木綿布の織製日数は「貫巻1日+布織3日+布煮1日+布晒3日=8日」となっている。又、明治35年10月10日付の『琉球新報』は「最も難しい20升紺細上布（ツガ十字マルビーマ柄）は1反60日間・20升紺細上布（百縞=たて縞）は15日間を要する」と記している。機織期間は8・9月から翌年1月までの180日間、この期間に白上布・白中布・白下布・木綿布などは自分の家で織り、紺細上布・白細上布・白縮布などの成換反布は村番所構内のブーンミャー（機織小屋）へ通って自分負担分の反物を織り上げていたようである。

#### 参考文献

- ①『御財制』（1725年頃）
- ②『御当国御高並諸上納里積記』（1750年頃）
- ③『富川親方宮古島仕上座例帳』（1875年）
- ④『沖縄県旧慣租税制度』（沖縄県史21巻1968年）
- ⑤『貢反布沿革調』（宮古郡教育部会）
- ⑥『史料を通して見る「近世宮古の人々（平民）」』（拙筆・1996年）
- ⑦『分頭税「定額人頭配賦税」制度下の貢租反布』（拙筆・1998年）
- ⑧『宮古の織物』（拙筆・1998年）
- ⑨『分頭税「定額人頭配賦税」制度下の貢租粟』（拙筆・1999年）

#### 付記

この間、『史料を通して見る近世宮古の人々』『分頭税（定額人頭配賦税）制度下の貢租反布』『宮古の織物』『分頭税（定額人頭配賦税）制度下の貢租粟』を記し、今回は『明治26年の定額人頭配賦税』にしばり貢租粟・貢租反布の個人負担高を算出してみた。これらの小論は全て今は亡き吉村玄得先生（当時、平良市文化財審議委員・平良市史編纂委員、小説家・松下仁、歴史小説「海鳴り」の原作者）へ報告の意味を込めて記したものである。初めて人頭税に疑問を抱いたのは吉村先生だった。街角で呼び止められ、突然「玄正君、今、皆、人頭税々々と言っているが、人頭税は誰も分かっていない。人頭税を明らかにするのは君しかいない。頼んだぞ。」と言われて啞然とした。その数か月後、先生は病に臥し帰らぬ人となった。「人頭税は誰も分かっていない」この言葉は吉村先生の遺言だったと私は思っている。次回は『琉球処分宮古編「仕組みられた人頭税廃止運動」』を予定しているが、一先ず今回までの小論を以て『宮古研究第7号』掲載の〔「人頭税重課説に対する疑問」に対する疑問（執筆・平良勝保氏）〕=8公2民説に対する回答としたい。